

農地法第4・5条届出書 添付書類一覧

※ 届出は随時受付しております。

※ 利用目的等により下記の書類以外にも書類が必要な場合があります。

※ 受理書交付時に受領印と立札代300円が必要になります。

※ 受理書交付後、工事着工前に農地転用届出済み立札の掲示をお願いします。

提出書類		提出部数	備考
届出書	4条届出書	2	第4条第1項第8号届出書
	5条届出書	2	第5条第1項第7号届出書
位置図(案内図)		1	1/2500程度(申請地を赤で図示)
土地登記簿謄本(全部事項証明書)		1	法務局発行(発行後3ヶ月以内のもの) 原本還付も可
公図		1	法務局発行(発行後3ヶ月以内のもの) 原本還付も可 申請地を赤で図示
仮換地証明書		1	届出地が土地区画整理事業区域内の場合 提出する場合は公図は必要なし
小作地については賃貸借の解約等の許可を証する書面		1	転用する土地が小作地の場合は、転用に先立って小作解約についての知事の許可を受け、その許可書写しを添付 合意解約の場合は、通知書を農転届出書と同時に提出
開発行為許可書の写し		1	都市計画法第29条の許可を受けることを必要とするものである場合は、その行為につきその許可を受けたことを証する書面提出(5条届出のみ)
住民票 ※発行後3ヶ月以内のもの		1	・譲受人が市外在住者の場合 ・所有者の現住所が土地の登記事項証明書に記載された所有者の住所と違う場合
商業登記簿謄本(全部事項証明書)		1	譲受人が法人の場合
単独届出行為該当事由を証する書類		1	単独届出する場合(競売・公売、遺贈等、確定判決等)
地役権等の同意書		1	土地の登記事項証明書に仮登記、差押、地役権等の権利設定がされている場合は権利者の同意書
委任状		1	代理人が届出する場合 5条については譲渡人、受人両者の署名が必要